

会 議 録

(1 / 4)

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回坂戸市防災会議
開 催 日 時	令和3年12月10日(金)～令和3年12月24日(金)
開 催 場 所	書面会議
議長(会長)の 氏名	石川清会長
出席者(委員)の 氏名・出席者数	東光俊委員、渡邊佳子委員、大束淳一委員、佐々木直子委員 鈴木水弘委員、小畑幹委員、荒井和子委員、茂木誠一委員 内藤淳一委員、小塚満委員、楠本圭司委員、関口万須美委員 細田英一郎委員、市原真一委員、澁谷務委員、鷺谷久芳委員 宮崎勝委員、近藤猛委員、藤井裕基委員、宇津木優明委員 細野英也委員、中村政美委員、安齊敏雄委員、大澤勝委員 徳丸真吾委員、柳利彰委員、渡辺和夫委員、霜田俊彦委員 宅間由美子委員、新井政夫委員、丸山元孝委員、今井栄委員 計32名
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	なし
事務局職員の 職・氏名	防災安全課 福島課長、辻副課長、小俣課長補佐、谷澤主任
会 議 次 第	協議事項 ・坂戸市地域防災計画の改定(案)について ・坂戸市国土強靱化地域計画の策定(案)について
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・坂戸市地域防災計画の改定概要 ・坂戸市地域防災計画の改定素案 ・坂戸市国土強靱化地域計画の策定概要 ・坂戸市国土強靱化地域計画の策定素案 ・意見書様式 <p>※各計画素案を閲覧のうえ、意見等がある場合には意見書 様式に意見等を記載し、事務局に提出する。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(1) 坂戸市地域防災計画の改定について P 3 のとおり (2) 坂戸市国土強靱化地域計画の策定について P 4 のとおり

頁	意見等	対応
風水害 12	洪水予報伝達系統図と水防警報伝達系統図に修正があります。 修正箇所は別添に記載します。	ご指摘のとおり修正します。
総則 21	【項目10について】 「10」を削除し、「11」以降の番号を繰り上げる。 (理由)この業務は「西部福祉事務所」の業務であるため。 【項目12について】 「保健医療調整本部」を「地域災害保健医療対策会議」に改める。 (理由)「保健医療調整本部」は本庁にて組織するものであるため。 【項目14について】 「猛獣」を「特定動物」に改める。	【項目10について】 「10」の内容について、西部福祉事務所の業務に移行します。 【項目12について】 ご指摘のとおり修正します。 【項目14について】 ご指摘のとおり修正します。
予防 50	①1～2行目の数値に係る文書を次のとおり改める。 病院5か所、診療所122か所(医療68か所(略))、歯科54か所等、全体で127か所の医療施設(令和3年11月現在)がある。 ②表中、「坂戸鶴ヶ島薬剤師会」を「坂戸鶴ヶ島市薬剤師会」に改める。	①ご指摘のとおり修正します。 ②ご指摘のとおり修正します。
その他 28	【行政・関係機関】欄内「(略)外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握に努める。」を「外部被ばくの簡易測定の実施や健康不安への相談体制の整備のため、(測定実施機関を想定している場合はその機関名、)医療機関及び保健所と連携して対応する。」に改める。 (理由)保健所においては外部被ばくの測定は行っていないため。	埼玉県地域防災計画の記載と同様の記載としておりますので、原案のままとします。 なお、検査については医療機関が行うものとし、坂戸保健所は全体の統括を行っていただくことを想定しております。
総則 39	「安全・安心のまちづくり貢献型電柱広告に関する協定」の担当が市民健康部(保健衛生班)となっておりますが、協定の内容について確認したい。	当該協定は電柱等に避難所への案内表示を設置するものです。 担当については統括班が担当となるため、統括班に修正します。
震災 35	「千代田一丁目2区」は、「坂戸中学校」なのか、「南小学校・千代田小学校・千代田中学校」なのか、よく分からない。	「南小学校・千代田小学校・千代田中学校」の欄に「千代田一丁目2区～千代田五丁目」と表記します。
予防 15	第3下水道施設「災害時を想定した、し尿処理対策を促進する。」とあるが、意図するところは何か。また、「し尿処理」ではなく「生活排水処理」のほうが良いのではないか。	ご指摘のとおり修正します。
予防 21	第1脆弱地盤対策の本文「地下水採取」で地盤沈下は考えられるが、液状化の理由ではないと思われる。またこの文と表中「液状化」は関連がないと思われる。	「液状化については、市では河川の周辺を中心に、発生リスクが高い地区が存在しているため、被害の軽減を図るための対策の実施を検討する。」を追加します。
予防 38	表中の項目2①文末「難病患者」の定義	定義を追加します。
予防 42	第1一時滞在施設の確保【行政】表中の使用予定施設で若葉駅の部分を削除した理由は何か。	市内近隣大学と一時滞在施設の協定を締結していましたが、一時滞在施設として使用できない旨の申出があったため、若葉駅の記載を削除しました。
予防 52	第4遺体の埋火葬で「遺体収容所」に関する記述を削除した理由は何か。	「遺体収容所の確保に努める」を再度追加します。
予防 52	新旧対照表のエラー表示	修正します。
震災 62	表下の資料表記「塵芥及びし尿処理場」の修正	ご指摘のとおり修正します。
震災 64	第4廃棄物処理【行政】表中5項目目「民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等」を「民間処理施設」に修正	ご指摘のとおり修正します。
震災 67	第3遺体の収容・埋火葬の表中7項目目「遺体の搬送については市が負担する」の記述は不要ではないか。	ご指摘のとおり修正します。
広域 4	第3節応急対策の表中5環境衛生支援のごみとし尿の表記入れ替え	ご指摘のとおり修正します。
復旧 7	災害が発生した時に、後で必要となる項目を罹災者にお問い合わせする事項をまとめておくことも必要ではないか(例えば浸水したことがわかる写真の撮影とか)	市民の対応として、以下の内容を追記します。 「建物が被災した場合、被災箇所の写真を撮影する等の記録を行う。」
総則 13	①第2節災害想定 第1既往災害の状況 飯盛川(一部都市下水路)とあるが、現在は雨水幹線に名称が変更されています。 ②東部の被害状況の後に、今までにない内水による入西の被害状況も記述した方がよいのでは。被害件数等が東部のみの状況と捉えられる。	①ご指摘のとおり修正します。 ②「～市内東部で大規模な浸水被害が発生した」を「～市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生した。」に修正します。
震災 38	9 ペット同行避難 ペットの居室への持ち込みは原則禁止となっていることで、避難に躊躇する人は多いと思います。ペットは家族同然であり避難者と同室で避難できるような記述にした方がよいと思う。(ケージの関係、ペット同行避難者は一般避難と別室など)	避難所の衛生状態及び生活環境の維持のため、ペットと人間の居住空間は分けることとしております。 ご指摘のとおり、ペットは家族同然という考えも多いため、可能な限り避難者と近い場所で飼養できるよう、昇降口付近等の場所を使用場所として選定しております。 なお、計画上の記載については、飼い主が避難を躊躇することがないよう「居室への動物の持ち込みは原則禁止」という表現を削除します。
予防 46	幼稚園の記載はあるが、保育園の園児用に非常食を配備することの明記は必要ないか。	ご指摘のとおり、保育園に関する記載を追加します。
震災 81	第3節応急的な教育活動の実施内の3つ目に「震災により教員が欠員した場合」は災害又は罹災ではないか。	ご指摘のとおり修正します。
震災 61	第3節 環境衛生対策、第2 公衆・保健衛生、【行政】表内担当欄「坂戸地区衛生組合」の記載について、当組合の現体制では当該計画内容を履行できないため削除願います。	第2の業務に関しては、担当から衛生組合を削除します。 し尿処理の項目に衛生組合の記載がなかったため、同節の第5「し尿処理」に、衛生組合の業務(し尿処理関係)を追記します。
風水害 29～32	坂戸市消防団を坂戸市水防団に修正	ご指摘の通り修正します。
全体	埼玉西支店の記載を削除 (災害復旧等の対応は埼玉事業部で行うため)	ご指摘の通り修正します。

頁	意見等	対応
8	リスクシナリオ1-1「遺体の取り扱い体制の整備」の対応方策のうち遺体の一時収容場所の確保の記述では、葬祭業者等との協定によりとあるが、災害規模によっては絶対数の不足が考えられる。	市内の協定未締結の葬祭業者との協定等の検討を行います。
8	「学校長寿命化計画等に基づき、計画的な耐震化を促進する。」とあるが、この耐震化とは何を意味しているのか。具体的にどのような内容の耐震化を指しているのか。	記載については「学校長寿命化計画等に基づき」を「坂戸市建築物耐震改修促進計画に基づき」に修正します。 「耐震化」の文言については耐震改修が完了していない建築物の耐震化を示します。
9	「教職員の危機管理能力及び児童及び生徒の」 ↓ 「教職員の危機管理能力や児童及び生徒の災害対応能力の向上に努める。」	指摘のとおり修正します。
25	リスクシナリオ8-1「災害廃棄物等の適正処理」の対応方策のうち災害廃棄物処理について計画を策定しており仮置場の候補地選定は行っている。	以下のとおり修正します。 災害廃棄物等を迅速に受け入れることができるよう、災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。また、西清掃センター、東清掃センター及びサツキクリーンセンターの浸水対策等を行うとともに、被害を受けた際の復旧体制を整備する。
26	リスクシナリオ8-4「農業生産基盤等の整備」の脆弱性評価について、「…農業基盤を総合的に整備し、経営の安定化を図り、新規就農者等の確保も行う…」と修正願いたい。	指摘のとおり修正します。
30～35	分野別の推進方針における具体的な取組の記載について、各項目の文末で「整備する」となっているが、この表現は整備していないものを整備するような印象がある。検討願いたい。	体制等については、整備と強化を以下のとおり使い分けます。 整備…新たな体制等をつくる 強化…すでにある体制等の機能を上げる インフラ等については総括的な表現として、原則「整備」で統一します。